

1 候補者氏名
もと さわ もり まさ
本 澤 盛 正

2 候補者の所属寺院・教会の
名称及び所在地
山形第2組 明圓寺
山形県山形市大字二位田8番地

3 候補者の被選挙資格の区分
宗議会議員選挙条例第2条第1項第1号

4 立候補の趣意
私自身、教区や本山の青少年事業に関わってきた経験から、若者世代の教化育成の課題に力を注いでいきたいと思っています。皆さまも感じておられる昨今の宗教離れや儀式の簡略化など、ここ東北においても目立っているようになりました。しかし、現在の若者達自身の生き方についての哲学や先人達への畏敬などは、時代背景もあり、むしろ増しているように思います。今この時こそ求道して止まぬともがらと、潜在的に希求している人々とを繋ぐ架け橋として、組が、教区が、教団が尽力をして今以上に青少年教化に携わることが求められているでしょう。

必然的にそれはちがう年代の間でも対話をする機会を生み出すことになります。現在の推進員や門徒会の高齢化は指摘をうけて久しいですが、青少年の教化活動の先には異世代間の交流を私は見えています。例えば、祖父母と孫が一緒にお参りをするという微笑ましい光景はよく聞きますが、その先の大きくなっても仏さまの話をするという世界はあまり聞きません。多くの人が聞法すれば多様な意見や捉え方を聞く機会が増えると思います。寺院を活性化していく観点からも大きな可能性となるでしょう。

その時にはそれらを繋ぐネットワークや場所の問題があります、言わずもがな東北は広いので、費用対効果を鑑みた方策、また組織体制のあり方を検討整備していく必要性があるでしょう。組やエリアを越えて連携していく際に、また次代を担う人たちが力を発揮しやすい環境作りを考えていかねばなりません。

私とその先に観るのは、そうして宗門に関わる全ての人自身の生きる現場で聞法し座談して、考え悩み、話し合っていく、一人一人が宗教に参画していくことで形作られていく世界です。長期的な展望ではありますが皆さまと共に歩んでいきます、よろしくお願いいたします。

1 候補者氏名
いし だ ゆう こう
石 田 悠 晃

2 候補者の所属寺院・教会の
名称及び所在地
花巻組 圓徳寺
岩手県花巻市轟木10地割129番地

3 候補者の被選挙資格の区分
宗議会議員選挙条例第2条第1項第1号

4 立候補の趣意
私の人生を振り返って見た時、私はこの宗門にお育ていただいたてきたという実感があります。大谷専修学院での学びに始まり、同朋会館嘱託補導や御遠忌事業である教化特別研修生制度など、宗門の様々な施策のおかげで私はよき師よき友と出遇うことができました。真宗に生きる熱い先輩方と出遇うことができました。まさに「人の誕生と場の創造」という願いを、私の眼の前に具現化してくださった宗門であると御恩を感じています。

しかしながら、昨今の宗門はいったい何が本当に大切なことなのかを見失ってしまっているのではないかと思わざるを得ないような状況にあると私は感じています。人口減少や少子高齢化、宗教離れという困難な社会状況に対応するための抜本的な行財政改革は、いつのまにか予算削減や効率化ばかりが議論され、社会にあわせて宗門を縮小化し延命するためだけの改革になってしまっているのではないのでしょうか。地方の末寺は、いつのまにか置いてけぼりになっていないでしょうか。大谷専修学院の人事異動問題では話し合いでの解決よりも裁判で争う方針、そして宗門の重要な学び舎である専修学院の学生募集停止。本当に「同朋社会の顕現」に真剣に取り組む宗門になっているのでしょうか。これからの宗門を担っていく若い世代の僧侶がより多く誕生し、生き生きと教化活動ができる未来を思い描くことができる改革になっているでしょうか。むしろ、僧侶や門徒一人ひとりの大切な意欲が削がれてしまうような、ネガティブな閉塞感を生み出す改革になってしまっているのではないのでしょうか。

宗門にとって本当に必要な改革は、困難な時代社会のせいにしてあきらめることなく、困難な時代社会だからこそ宗門の存在意義と使命についてどこまでも真剣に議論を尽くしていくことだと私は思います。

教区のみなさんの声が私の力になります。ぜひご意見や思いをお聞かせいただきたく、何卒ご支援くださいますようお願いいたします。

1 候補者氏名
さ さ き みち のり
佐 々 木 道 範

2 候補者の所属寺院・教会の
名称及び所在地
中組 眞行寺
福島県二本松市竹田一丁目192番地

3 候補者の被選挙資格の区分
宗議会議員選挙条例第2条第1項第1号

4 立候補の趣意
皆様のおかげで1期4年間宗議会議員を務めさせていただきました。僕を宗議会に押し出したのは東日本大震災でした。宗門の在り方に疑問を感じ、この現状を変えたいと言う思いで立候補しました。ですから与党という選択はなく最初の2年は無所属で勉強させていただきました。与野党問わずいろんな先輩議員さん達から「何も変えれないぞ。」「絶望するぞ。」「おまえに何ができるんだ。」等の激励のお言葉をたくさんいただきました。諦めている議員と疲れきっている宗務役員の顔をなんとか変えたいともがいてきました。圧倒的多数の与党が決めた事が降りて来るだけの議会でした。唯一公議公論かと思える場合は専門委員会でした。しかし委員会の報告は内局案にもりこまれる訳でもなく、現状はガス抜きの場でしかなかった。いろいろ驚くことばかりでした。議会は不思議な言葉を使う人たちの意味不明なやり取りの場でした。2年間与党にも野党にも魅力を感じませんでした。この間世界は間に合わない現状があり、ウクライナの戦争、能登の地震があつたが宗教に危機感はないか。能登の地震を目の当たりにし、このままでは何も変わらないかと思ひ新しい会派「僧伽」を立ち上げることになりました。未来に笑われない宗門にしたい。そのためには慙愧からはじめたい。850年の歴史にあぐらをかいている自分をきちんと批判したい。850年かけて腐ってしまった宗門を批判したい。僕を突き動かしているのは震災で得た危機感です。間に合わない現状でした。議員一人一人が危機感をもたずに現状を変えることはできないでしょう。850年かけて作り上げた善意の壁は手強いです。今宗門に必要なのは勇氣と情熱です。会派僧伽が危機意識をもった若者の受け皿になりたい。このような経緯や思いで新しい会派を立ち上げました。言葉の通じ合わない世界で、何と闘っているのか分からなくなる事も沢山ありました。僕を諦めさせなかったのは震災で亡くなった人たちです。生きたくても生きられなかったいのちが僕を応援してくれたからです。日本人ファーストのようなわかりやすいキャッチコピーは出そうと思いませんが、現場の小さい声を宗教に届けたいと思います。宗議会議員に立候補するにあたり、皆様の声を聞かせていただけたらありがたいと思います。

1 選挙期日の告示 東北選管告示第 3 号 2 0 2 5 年 8 月 2 2 日 東北選挙区選挙管理会 このたび、宗議会議員選挙条例第 4 0 条第 1 項により、下記のとおり総選挙を実施するため、同条例第 4 7 条第 1 項により告示する。 記 1 選挙の期日 2 0 2 5 年 9 月 1 5 日 2 立候補の届出期間 2 0 2 5 年 8 月 2 5 日から 8 月 2 7 日まで 3 選挙運動の期間 立候補届出の日(受理後)から 9 月 1 1 日まで 以 上	3 立候補の告示 東北選管告示第 7 号 2 0 2 5 年 8 月 2 5 日 東北選挙区選挙管理会 来る 9 月 1 5 日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第 5 1 条第 1 項により告示する。 記 1 候補者の氏名 本澤 盛正 2 所属する寺院・教会の名称 山形第 2 組 明圓寺 3 所在地 山形県山形市大字二位田 8 番地 以 上
2 選挙係の選定の告示 東北選管告示第 4 号 2 0 2 5 年 8 月 2 1 日 東北選挙区選挙管理事務長 海 岸 秀 道 来る 9 月 1 5 日施行の宗議会議員選挙の選挙係について、下記のとおり選定したので、宗議会議員選挙条例第 2 9 条により告示する。 記 選 挙 係 源 了 恵 同 上 宮 堂 史 宣 同 上 木 屋 裕 顕 同 上 菅 谷 太 希 同 上 宮 尾 悠 樹 同 上 曾 場 浩 代 同 上 松 岡 雅 則 同 上 小 池 賢 祐 同 上 太 田 良 平 同 上 河 南 朋 子 同 上 今 野 朋 恵 以 上	東北選管告示第 8 号 2 0 2 5 年 8 月 2 5 日 東北選挙区選挙管理会 来る 9 月 1 5 日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第 5 1 条第 1 項により告示する。 記 1 候補者の氏名 石田 悠晃 2 所属する寺院・教会の名称 花巻組 圓徳寺 3 所在地 岩手県花巻市轟木 1 0 地割 1 2 9 番地 以 上
	東北選管告示第 9 号 2 0 2 5 年 8 月 2 7 日 東北選挙区選挙管理会 来る 9 月 1 5 日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第 5 1 条第 1 項により告示する。 記 1 候補者の氏名 佐々木 道範 2 所属する寺院・教会の名称 中組 眞行寺 3 所在地 福島県二本松市竹田一丁目 1 9 2 番地 以 上
	4 無投票の告示 東北選管告示第 1 0 号 2 0 2 5 年 8 月 2 8 日 東北選挙区選挙管理会 来る 9 月 1 5 日施行の宗議会議員選挙は、宗議会議員選挙条例第 6 9 条第 1 項により投票を行わないこととなったので、同条第 2 項により告示する。 以 上
	5 選出すべき議員の定数 3 名